

## 時間外労働・休日労働に関する協定

株式会社 と会社の従業員代表 とは、労働基準法第 36 条第 1 項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という）及び法定休日の労働（以下「休日労働」という）に関し、以下のとおり協定する。

### 記

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第 1 条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第○条の規定に基づき、時間外労働を命ずることができるものとする。

臨時の受注や納期の変更等により対応が必要なとき。

決算及び中間決算等、時季的に業務が集中し、通常の勤務時間内では処理が困難なとき。

業務が輻輳し、通常の勤務時間内では処理が困難なとき。

月末、期末処理、棚卸し等の経理事務等が繁忙なとき。

その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

2. 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第○条の規定に基づき、休日労働を命ずることができるものとする。

季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるために業務が集中し、休日労働をしなくては処理が困難なとき。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数）

第 2 条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数は次のとおりとする。

区分	業務の種類	対象従業員数
A グループ	営業	○名
	経理・総務	○名
B グループ	製造	○名
	製造検査	○名

（延長時間及び休日労働日数）

第 3 条 法定労働時間を超えて延長させることができる時間（以下「延長時間」という。）及び休日労働をさせることができる休日並びに始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

	延長時間（起算日）			休日労働
	1 日	1 ヶ月 （○月 日）	1 年間 （○月 日）	
前条 A グループの従業員	時間	時間	時間	1 ヶ月に○日
前条 B グループの従業員	時間	時間	時間	1 ヶ月に○日

2. 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

始業時刻：午前○時○分

終業時刻：午後○時○分

休憩時間：○時から○時まで

3. 第 1 項の延長時間は、時間外労働時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。通常の延長時間は 1 日当たり 2 時間、1 ヶ月当たり 30 時間を目安とする。

4. 第1項の休日労働の回数は、休日労働の上限を示すものであり、常に当該回数まで休日労働を命ずるものではない。休日労働は、緊急やむを得ない場合に限るものとし、少なくとも1週間に1回の休日は確保するよう努めるものとする。

(特別延長時間)

第4条 通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、会社は、従業員代表にあらかじめ通告して、1ヶ月当たりの延長時間を「○時間」とすることができる。ただし、これを適用することができる月数の限度は、1年間のうち6ヶ月とする。

2. 前項の延長時間とは、特別な事情がある場合における時間外労働時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。

3. 第1項を適用する場合、1年間の延長時間の限度は、次の各号のとおりとする。

Aグループ ○時間

Bグループ ○時間

4. 会社及び従業員は、常に業務の配分等に注意を払うことができる限り第1項に基づく時間外労働が生じないように努めなければならない。また、会社は、従業員の健康を考慮して、1ヶ月当たり60時間を超える時間外労働が生じないように配慮しなければならない。

(時間外割増賃金率)

第5条 時間外割増賃金率は、月間及び年間の時間外労働に応じて定める次の各号の率とする。

月間45時間以内の時間外労働...0.25

月間45時間を超え60時間以内の時間外労働...x

前二号にかかわらず年間360時間を超える時間外労働(前号による割増賃金率の対象となった時間外労働を除き、月間60時間以内の時間外労働に限る。) ...y

月間60時間を超え80時間以内の時間外労働...0.5

(代替休暇)

第6条 0.5の時間外割増率が適用される従業員が代替休暇を取得したときは、当該時間外割増率は0.25とする。

2. 代替休暇の取扱いについては、別途締結する労使協定による。

(健康確保措置)

第7条 業務上のやむを得ない理由から1ヶ月当たりの時間外労働及び休日労働の累計が80時間以上となった従業員については、本人からの申出により、会社は医師による面接指導を行うものとする。また、疲労の蓄積が認められる場合には、必要な日数の特別休暇を与えるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、満了日の1ヶ月前までに協定当事者のいずれからも申出がないときは、同一条件をもって1年まで更新するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々1通ずつ所持する。

平成 年 月 日

株式会社 従業員代表

印

株式会社

代表取締役社長

印